

徳川実紀資料

九

共十二

特 別
リ5
3072
10



リ印5
冊3072
巻104

文障提醒



朝鮮交接ノ義ハ第一人情事務を以テ以テ肝要ニテ其内
節々ト分テ法事トテ簡テ收事トテ節々トテハ是ハ朝廷ノ
了簡ノ預リ事トテ其ノ東萊トテ簡ニ於テ其ノ譯官トテ其ノ
作事トテ商人トテ仕形トテ事トテ更ニ分テ以テ思慮トテ如シ
處置物トテ節々トテ分テ以テ其ノ沙買米トテ又ハ宴席
ノ後ハ兩國誠信トテ以テ約條相充彼國朝廷ノ知所トテ事ト
以テ沙買米ノ使ケ入米トテ也居又ハ宴席例式トテ通テ其ノ

一、朝廷方東来の了簡預り此事は清商賣し親ハ別分
有し合方宜クハ荷物を持来り合方宜クハ荷物持来り
專ラ商人ハ仕敷く事ハ然レテ清商賣又ハ富商イキ亦ハ燬存急
成テ下之事ハ然レテも清商賣又ハ富商又ハ燬存急又商人
持来りし事ハ只ハ然レテ又ハ持節遠ハハ東来ハ中達ハ何レト
清商賣煩便ハ燬存急ハ然レテハ然レテハ然レテハ然レテハ
偽取ハ事有しハ時最初ハ嚴クハ然レテハ然レテハ然レテハ
清商賣又ハ富商又ハ燬存急又ハ燬存急又ハ燬存急又ハ燬存急
止ハ然レテハ然レテハ然レテハ然レテハ然レテハ然レテハ
自存内ノ事ハ然レテハ然レテハ然レテハ然レテハ然レテハ
方ハ然レテハ然レテハ然レテハ然レテハ然レテハ然レテハ
事ハ然レテハ然レテハ然レテハ然レテハ然レテハ然レテハ
て下之事ハ然レテハ

一、商賣ノ事商人ノ類々定メ西國ハ貿易物ト云ハ朝廷方
然レテハ然レテハ然レテハ然レテハ然レテハ然レテハ
中ハ然レテハ然レテハ然レテハ然レテハ然レテハ然レテハ
重クハ然レテハ然レテハ然レテハ然レテハ然レテハ然レテハ
大分持来リ然レテハ然レテハ然レテハ然レテハ然レテハ

彼方合方より〜の分明刑罰を裁すもの〜も諸國
に勝る今あるは見るに合方と彼方合方も宜し〜の朝廷
東萊合方付ても利益を雨賣とて收束する故雨賣
〜の朝廷東萊合方預り〜の古來の應〜の雨賣
〜の合方と中雨も有し 乙儀の所也と中雨も今と
ても有し故雨賣の故朝廷方東萊合方預り〜の事少く
〜の合方中雨と中雨も〜の是又濃難濃難所見人の能
て有故每事〜の所也

一 撤供撤市〜の朝鮮人の嬰嬰の乳と絶〜

彼國の人帝〜の事と世方〜の事と〜の事と
〜の合方又之評館守の館内者銀奉と朝鮮人教
中門中門の史重と朝鮮人右の死骸と取制最東萊相
聞者も其相と日本人の制〜の撤供撤市〜の事
合方付合列元其判事情中物 在日合方の其旨訓別
〜の合方の館内者科人〜の事と其者有し早速館守法
石捕り〜の合方と出〜の事と其合方と中雨の
石捕り合方付合又〜の合方有し〜の國行の雨賣
〜の合方と其〜の事と其合方の時之評撤

借撒市を致れざる日本入と云ふ西商賣と性命のあはれ
一切要うとていふ事能く存心ゆゑに譯官大計兼て
関市と云ふ事も有らんも左に前記
りゆ通其筋を名事し大小煙草と劫奪し洋関市相碍ん
事らや店とてりる旨肝要し事らふ

一 沙買米義朝廷への利事とて大東米又ハ譯官も口合也
中間にて滞らせし事毎に有し申して利を合つたハ華夷も同然
し事にて庸明に及ん事と云ふてもさしゆに世に動を付
てり事らふ

一 沙買米小沙衣りて新く又ハ水と和し持来り事考合山及
公作米 西館米
監官等牌あり仕取と相聞ゆる世後又左の事ゆい館内
及ん事口合也宴享し節存米と俵あつて東米並持出所
以在病ハハ多き一ハ私屯と云ふ館内にて米を積む所
斛ハ小舟と云ふハ以米米應有し仕取る事とハお目も
分明其便知れりてさ下りしゆに東米口合ハ舟ありて
右仕取は殿後目者たハハ舟と相止る事ありて有し
時辨論小屈し事也の忠告ハハ依りたハハ終小中達ハ
事とハハ斛舟ハハ動も大要ハ其筋を之斛一件託極小委

故に法ハ胡人ノ鬪市のため中國小吏等ハ遠人ヲ安んず
ルハて駸馬ヲ給シ賸食ヲ具スル以て定吏トモおもひ
朝鮮も其時津志ニレテ以て彼方取テハ實人ト處在
以て法方トテハ心女トモおもひ

一 彼地ハ法波人定リテハ日教の地走ヲ法日教ノ外出シハ
兼裁マテ法波人トシテ其ノ用事完シ日教ノ内
國ニシテ後是以ハ少事ニ世々ハ以テテ其ノ條ヲ捕事トモ
ふ以て用事有シ其國收ノ著ハ遠國ノ日教ノ地走ヲ
法波人ハ勿レ辭退被シハ其交テ法波人トモおもひ朝鮮

ハ列國事ハ存おもハ歴々トモ日教の内ニ序國ヲ被シハ其國ニ
有シハ義名ヲおもハハ法國ノ風俗惡補リ朝鮮人存込
以て法外國ノ臣トモおもハハ心付テハ其ノ條ヲ嘆シ事トモ
ニ十年身ハ其弊お止シハ其以前近クハ其ノ技術のたえ
是を其捕利便トモおもハハ其論法及事有シ事トモおも
以て不臣事トモおも

一 送使僉官ニテハ其ノ譯官トモおもハハ其ノ條ヲ不臣事トモおも
てハ其ノ條ヲ不臣事トモおも

一 朝鮮相勤ハ其ノ人館守裁判一代官ハ勿論事ハ其ノ條ヲ隣

文に兼て通詞の切要成役人の事なり人等して言語も
よく通し相解の存するも柳に在るにその人物も
才器有る義理を多しとて事と大切なる者にて言ふて誠
沖用之に通詞の難中必定害少の故にその利益ありき
いひ随分其人を撰り其要し事と在通詞の成
て切要あり役人として中へ入るに難中なる

一 通詞取次校の部譯官大に中間にて合し事と人より何
事と中も世方の中と在彼方事と彼方事と在は
中へお解の仕形難の故に其書と之に人なるは是の通

詞大中間にて合し海も書も有るにその事より甚
重き事有りいひ一様小終り事にて言ふに人
事勢の用ひり人の自然に相知事と改小正徳信
使し時何日の出途と其日に出船の
事小の故に其格お中へ其日に出途と其日に出
船の格有り名は其格の部にて其日に出船の格
て改し其事ありて裁判通詞を其日に出船の格
其日に出船の格ありて改し返言を其日に出船の格
其日に出船の格ありて改し返言を其日に出船の格

以て定て朝鮮人の心をうつるに存するに思ひて朝鮮人
の心をけんとすべしと云はれん假令と云ふは異形なり
と存す種子と云ふは昔の法を拓きたる事と云ひて
其の心より外き亦朝鮮の心は昔のものの愛を以て先知
候しん体日本人を感しん心かけし朝人
有しん世類あり日本朝鮮志尚と云ふと察しん朝人
其國主之庭あり何を種を拓きたる人者しん朴倉返
麦と種へは在りし朝人の心打りし朝人
有しん定て草花の類少くも種を拓き有しん朝人
王の心あり稼穡と云ふ心と云ふは古来人君は彼と云ふ
其事の心定て日本人感しん朝人の心と云ふ朝人
の朝人と云ふは朝人世心と云ふ朝人

一 日本朝鮮嗜好風俗を遠ひし朝人の嗜好風俗を朝鮮人の
事と察しん朝人の心と云ふは朝人の心と云ふは朝人の心
向し 朝鮮人の心と云ふは朝人の心と云ふは朝人の心
為止る事ありん五日次雜物あり法は朝人の心と云ふ
くは朝人の心と云ふは朝人の心と云ふは朝人の心
有しん朝人の心と云ふは朝人の心と云ふは朝人の心

不変故習

人々ハ唐酒より〜紅毛夷ハ合ハ阿刺吉陀酒より〜
 此後自然ノ道理ナリテ此以前譯官ヲ奉命シ長河ヲ神トシ
 極ニ相尋ルル我ハ之ヲ捨テ居ルハ下リ〜存ルルヤモ
 有ク又日本酒宜ク大胸ニシテ多ク〜ハハ朝鮮酒宜ク
 も有ク此國ニ下ルル内ニ東洋ニ好ムル却テ此國ノ汚濁リ
 と好ムル因ハ心持ニたタシ世方ニ宜存スルテ彼もよろ〜
 存ルルテ〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜
 之ヲ〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜
 不同事トテテ〜一節ト存書付初ルル也又日本提灯蠟
 燭有ク存ルルハ是〜外便利ナリ事々〜ハ朝鮮人ハ彼國
 提灯ヲ信リ事々〜ハ此ハ其國ニ極筆ハ〜〜〜
 テ分明ニ有ク事々〜ハ此ハ其國ニ極筆ハ〜〜〜
 朝鮮ノ船〜〜〜日本船ト極〜帆檣ノ費も〜帆の〜
 さい〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜
 有テ其〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜
 とも〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜
 我々〜舟ヲ運ヒ〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜
 人々〜其國ノ故習ト変〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

ハハハ彼國の事計す可ともせし其内控打し方その様さま
て船ハ性命し安危ふ所の事よとのよりハ他國の事と云ひ
あつた様さまに極りたる日ハ此内にも日本に引して大なる様さまに可
有しハ他國ハ他國と遠くハ日本ハ朝鮮船なり極し
遠く信使と云連の節と云又ハ事有しハ舟船ハ其形なる様
有しハその船解航しハ持船と云造りせしぬ又思はると云極し
是れと云用仕りハ此船出る捕りハ五年も七年も其船
解航の通りハ小船と云造りせしぬ又思はると云極し
舟船と云相極りし時ハ儀は此船と云在船ヲ始メ朝鮮船の
と云て感す可しと云そのおてもせしぬ又思はると云極し

極りたる様異形なる様もハ舟船と云極しハ朝鮮船の色りハ
ハ其船と云此の前の船ハ舟船と云極しハ人もの様朝鮮船ハ
各別様と云ハ舟船もその色りハ舟船と云極しハ事と云極し
い志りハ五年も七年も其船と云極しハ其船と云極しハ
くさ事と云極しハ其船と云極しハ其船と云極しハ其船と云極し
之朝鮮船と云極しハ其船と云極しハ其船と云極しハ其船と云極し
朝鮮船と云極しハ其船と云極しハ其船と云極しハ其船と云極し

一 信使ハ其儀ハ代官し事と云極しハ朝鮮人方と云極しハ其儀ハ

尸の者代官と書しして其甚輕り相中力くはる外は官名書替へぬ
と尸の是は館内にて代官と尸の恒年役人なり女中しつゝては
吏の代官元四預りし場所を女中合何し郡官と書付も是流の
其心切てりし事一は

一 西家光中六位の官位は着事正徳年始りし母儀其譯多し
ての事一は母儀にわかれし者なり

一 天和信使の時先例は西園寺の使書と書きし何れ官位
三使はおもひ外日本ては宰相侍從諸大夫ありて禁裡
は信守と官とんぬ居のりて唐胡解て官と尸元來今

役と尸事なりし尸得之し尸人官人なり通詞大言なり
二儀は祿を食し使を替へ人なり官ありし尸不思議あり
ゆし三使殊介疑ひなりし尸中使の西徳享保信使なり官を
是相尋りし其役候を以言ひぬし通詞大言信使の時計も
之し西園寺人送使令官位なり時必し西園寺何れ官なり
相尋りし事なりし尸在りし尸は役事相勤なり其役を以言
西書一通り替居人なり宿衛の官なり言ひぬし通詞大言
のりなり事なりし尸以て替へし官と尸以て下の勤を以
其名を昔は自奉も白明なりし尸在りし尸は

官役異同

平人にも及らぬに成るる事なり

貞鷹

一 重て信使と評す一氣、毒は鷹事、安細、享保、信使、
沙汰、録記、（一）譯官、在、中、同、て、校、一、後、白、明、お、お、居、
中、事、に、（二）享保、し、例、を、彼、方、に、（三）在、裁、振、を、（四）り、（五）何、（六）と、（七）前、
く、（八）公、儀、に、（九）何、（十）と、（十一）於、事、に、（十二）有、（十三）種、（十四）は、（十五）何、（十六）と、（十七）於、筋、有、（十八）り、（十九）其、（二十）事、（二十一）に、（二十二）た、（二十三）き、（二十四）何、（二十五）と、（二十六）後、（二十七）事、（二十八）に、（二十九）り、（三十）麻、島、（三十一）一、（三十二）紙、生、（三十三）手、（三十四）お、（三十五）し、
事、に、（三十六）い、（三十七）ハ、（三十八）勿、（三十九）論、（四十）餘、（四十一）汁、（四十二）と、（四十三）も、（四十四）持、（四十五）来、（四十六）と、（四十七）大、（四十八）長、（四十九）途、（五十）に、（五十一）内、（五十二）お、（五十三）ち、（五十四）中、（五十五）い、（五十六）う、（五十七）又、（五十八）ハ、（五十九）病、
雁、島、（六十）お、（六十一）成、（六十二）り、（六十三）は、（六十四）と、（六十五）い、（六十六）う、（六十七）ふ、（六十八）ふ、（六十九）人、（七十）世、（七十一）交、（七十二）り、（七十三）と、（七十四）い、（七十五）ハ、（七十六）大、（七十七）引、（七十八）幅、（七十九）の、（八十）書、（八十一）裁、
不、（八十二）仕、（八十三）若、（八十四）と、（八十五）る、（八十六）左、（八十七）所、（八十八）字、（八十九）ノ、（九十）重、（九十一）と、（九十二）り、（九十三）し、（九十四）兼、（九十五）て、（九十六）西、（九十七）光、（九十八）中、（九十九）の、（一百）何、（一百零一）と、（一百零二）成、（一百零三）居、（一百零四）為、
と、（一百零五）ハ、（一百零六）何、（一百零七）と、（一百零八）成、（一百零九）り、（一百一十）は、（一百一十一）是、（一百一十二）水、（一百一十三）火、（一百一十四）規、（一百一十五）と、（一百一十六）通、（一百一十七）列、（一百一十八）幅、（一百一十九）の、（一百二十）書、（一百二十一）裁、（一百二十二）は、（一百二十三）何、（一百二十四）と、（一百二十五）有、（一百二十六）り、
と、（一百二十七）ハ、（一百二十八）何、（一百二十九）と、（一百三十）成、（一百三十一）り、（一百三十二）は、（一百三十三）其、（一百三十四）時、（一百三十五）に、（一百三十六）何、（一百三十七）と、（一百三十八）成、（一百三十九）居、（一百四十）る、（一百四十一）事、（一百四十二）に、
い、（一百四十三）ハ、（一百四十四）只、（一百四十五）今、（一百四十六）の、（一百四十七）書、（一百四十八）裁、（一百四十九）校、（一百五十）一、（一百五十一）重、（一百五十二）と、（一百五十三）り、（一百五十四）不、（一百五十五）及、（一百五十六）ハ、

一 正徳、享保、（一）両、（二）度、（三）に、（四）信、（五）使、（六）ハ、（七）胡、（八）鮮、（九）人、（十）と、（十一）重、（十二）キ、（十三）論、（十四）評、（十五）を、（十六）し、（十七）時、（十八）佐、（十九）波、（二十）し、（二十一）人、
必、（二十二）ハ、（二十三）西、（二十四）在、（二十五）侯、（二十六）と、（二十七）お、（二十八）知、（二十九）り、（三十）婚、（三十一）儀、（三十二）を、（三十三）能、（三十四）存、（三十五）念、（三十六）居、（三十七）り、（三十八）ハ、（三十九）其、（四十）後、（四十一）記、（四十二）録、（四十三）の、（四十四）仕、（四十五）之、（四十六）成、（四十七）ハ、
節、（四十八）胡、（四十九）鮮、（五十）人、（五十一）と、（五十二）論、（五十三）評、（五十四）者、（五十五）ト、（五十六）重、（五十七）キ、（五十八）事、（五十九）ト、（六十）勿、（六十一）ハ、（六十二）佐、（六十三）波、（六十四）の、（六十五）人、（六十六）今、（六十七）書、（六十八）付、（六十九）居、（七十）る、（七十一）と、（七十二）ハ、
記、（七十三）録、（七十四）も、（七十五）書、（七十六）入、（七十七）ハ、（七十八）天、（七十九）和、（八十）の、（八十一）記、（八十二）録、（八十三）ハ、（八十四）自、（八十五）本、（八十六）向、（八十七）使、（八十八）者、（八十九）姓、（九十）東、（九十一）西、（九十二）地、（九十三）走、（九十四）し、（九十五）事、（九十六）ハ、（九十七）記、
し、（九十八）ハ、（九十九）其、（一百）も、（一百零一）胡、（一百零二）鮮、（一百零三）人、（一百零四）と、（一百零五）論、（一百零六）評、（一百零七）を、（一百零八）し、（一百零九）ハ、（一百一十）西、（一百一十一）凡、（一百一十二）と、（一百一十三）て、（一百一十四）徳、（一百一十五）松、（一百一十六）君、（一百一十七）ハ、
は、（一百一十八）後、（一百一十九）并、（一百二十）禮、（一百二十一）ハ、（一百二十二）有、（一百二十三）遠、（一百二十四）却、（一百二十五）り、（一百二十六）ハ、（一百二十七）其、（一百二十八）世、（一百二十九）系、（一百三十）を、（一百三十一）始、（一百三十二）メ、（一百三十三）一、（一百三十四）事、（一百三十五）も、（一百三十六）記、（一百三十七）し、（一百三十八）ハ、（一百三十九）其、（一百四十）ハ、（一百四十一）何、（一百四十二）と、（一百四十三）成、（一百四十四）居、（一百四十五）る、

て代後未信使方し諸用お言記帳てふ事にて信使
前々重き御使に相送御り人書し二人も二人も是
が胡解人と論議有る事し分り事書付申きて是極内
へ書入り候て是成事し書札方に候月より一月申書
届在事し大分有る事し可お送御序に申事てもせし信使
仍る夜毎て候御思言て是又爾御事内申し候事
申事て候事し毎夜相送相知り候事し相送御細
書付申事し候御切要し事し申事

一

天和信使帰國し前今夜之儀の由地走下亭に作付置候事
申候との致三使の書付を以て御極に候て是御儀に
の事候との致上之官を以て御極に候て其書物候事し
裁り候し右書物し文神と申候三使し筆力も尺の如く文
意令く自存風儀おる候御儀日本でも御使者に在候御方
下亭に候御時其御主人の禮と申候事し又御儀に候事
申候事し有る御使者も身ごとく御身申候事し
禮と申候御儀候て唐朝御儀に候事し有る事し
候事し御儀に候御儀に候事し有る御儀に候事し
御儀に候御儀に候御儀に候事し有る御儀に候事し
御儀に候御儀に候御儀に候事し有る御儀に候事し
御儀に候御儀に候御儀に候事し有る御儀に候事し

通波しつての事終つて明るべき事保年と云ふ又在し
通波の事大に使ふ事當り存りし譯官大に付天和年
の書翰より中絶せし故に大急や角りて明るべき物又譯
右天和の書翰吟味は行方不明の事と云ひ括子と云ひ
お見ふ天和の時名近の譯官大に風候急角日本入の心ざらひ中
の書翰の事一と云ふ事角りて明るべき事と云ひ日本
の事候も能知り角り其故に世に書翰及び事候と云ひ一
見し事も其間入るべき事候と云ひ其書の事と云ひ一
出の事候と云ひ其故に世に譯官大に付角りて明るべき
有し事候と云ひ其故に世に譯官大に付角りて明るべき
其書候と云ひ其故に世に譯官大に付角りて明るべき
向し候と云ひ其故に世に譯官大に付角りて明るべき
一天和信使の時西國漂流兼帯極りし節破船頭令ふ使者
ては其故に世に譯官大に付角りて明るべき事候と云ひ
此を始と云ふ事候と云ひ其故に世に譯官大に付角りて
物事候と云ひ其故に世に譯官大に付角りて明るべき
使候の事候と云ひ其故に世に譯官大に付角りて明るべき
尚在朝廷方に其故に世に譯官大に付角りて明るべき

事兼常之海客の命をとり合ひ其色を二お海客と稱
類し節中へは其身大功もお之振子宜く破船換命り少
使共相渡りて長海客の中へは首尾を交ぬるに舟破船
預命毎交り事をもき若くは其節へ中へも致し
の中と存たし其文指授をく事有しすくも雖中存
居る事保信使江戸表へ大破船預命六使者て其海客の
約束者へ取立命りて其書付又中へ交りて事
舟書付し事天和年赤澤官たりり指授し事には
のたし書付彼方へ長い中へ交りて事
如海客の天和年赤澤官ありり指授し事には
方し書付し事天和年赤澤官ありり指授し事には
送使使以事更爲約束し書付有し破船預命と事書
取寄し事天和年赤澤官ありり指授し事には
相知し事天和年赤澤官ありり指授し事には
は及ハ其節如何に物し事天和年赤澤官ありり指授し事には
舟中物ありし事天和年赤澤官ありり指授し事には
事天和年赤澤官ありり指授し事には

回前心入る者も有りて存る程に義の者も少く世方の儘に約
本も船長等と足座のこの表譯官を中間に收めたる
事にて之を亦たして押して及濱海却て事小致す程の事
とて之をわらへ毎度河やわらへ事多し人前後を勘定し流
り率示るものさう程に事天和年四回漂流兼常の如
し事ハ世義宜しく船に狐皮程皮の虫鼠終つる事とて是前後自
上と官とを裁判指在他人節を以て慥に之者有り其色は
極事には其後狐皮程皮の虫鼠終つる事とて是前後自
の爲る程の事とて

一 正徳年六丙の年出た人馬は餘計有しを得る事とて天和年
も其通り有しつる也此の事享保年六の法有る成り人甚多し
自奉し申す申すに主て信使し節天和正徳の例に法作付程
兼て之儀は下りたる事とて

船制異同

一 自奉船と朝鮮船と遠く日本船に出たりて日本船と朝鮮
船と使事たる事と有る也此の事方より出船難儀日本船と此の事
よりも彼方へ船將の成程出船也日本船と申すは毎度遠く
し事とて人兼て日本船朝鮮船遠く次第に此の儀に申す
其と敬極の儀は船中道中道通に申すは此の儀に申す

二枚の枚唐紙用ニ紙の巾は一枚より其分通紙の寸付
在りる彼方紙と云々西書セシ紙の寸法老中の書きか
し事ハ構ハシ紙の寸法有ハ交事ハ書きか事ハ寸法同
もせしと云々殊ニ享保年ニ龜井隠波者紙の長持一尺
裏打紙ハ唐紙と云々入ル紙にて書きか紙の寸法道中紙中
西國紙紙の寸法書セシ紙ハ令紙兼リ紙の寸法定テ紙の中
紙の寸法ハ寸法其因ニ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法
何分也も寸法事ハ寸法老中も原紙ハ寸法ハ寸法ハ寸法
寸法と塞ハ紙甚以寸法ハ寸法事ハ寸法ハ寸法ハ寸法

一 詩文章ハ美文ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法
ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法

大佛

一 重テ信使と大佛ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法
ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法
ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法

日光神廟

ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法
ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法

耳塚

ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法
ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法

其楹丹をぬり其楹を刻し事春秋ハ寸法ハ寸法ハ寸法ハ寸法

華美朝鮮人感心致れきし仏の功德は大小よりありしに
有用の材と費しし之用の丈佛とて作事そ又胡くは一端して
耳塚にも豊臣家之志し師と記し兩國を教し人民を教害せ
しれし事しつて其是亦惡とて言ふ事して何れも華耀の資
い咸く却て我國の志を無義と顯ししので何れも享保年
の其例を以て朝鮮人の見しつたぬれは其是は誠ふ盛徳の事たる
へん世辰もひきく新井筑後守根は四國志し何れも中道よりし
ひのりれり成し事しんたし其志しし人をして信使に京都
の止名を大仏へし言ふ事しし中めし成し事しん君も長途し

近江湖水

嬉し山人以希より京都して休息は信長川に在り
し事しめりしはもこれに事湖山水日本に絶京してのれ
其不校止名は一初し其も収中事しなる成中事しなる高觀音と
信使屋に大津は毎日往來休息は信長川に在りし事し
とを休しと公儀しと作事しと朝鮮と作事しと事しと事しと事し
三使病氣と事しし京都に校區南は古本と事しし事しし事し
都表と事しし事しし事しし事しし事しし事しし事しし事しし

京師

一 天和年日本道中の列樹は古本と事しし事しし事しし事しし
其人皆して法令の嚴肅なるゆゑとて三使殊に感心致れし事し

國中列樹

日光大仏と天澤耀と如く二の事も史に感心を起して日本
人の心骨にさね列樹に感心を起して日本朝鮮志尚の在りしを
て知事には池年を元食と悉く除きて直に享保年を以て盲人
比丘尼と緇細一見若妻事と云々又その信使に兼ての上事には
一 享保年信使相附の護衛に軍官の騎馬を以てせしめて其の
其の上官を駕籠に召す其の上官も駕籠に召す其の上官も
費よりも省き事にして其の上官に召す事にして其の上官に
上は召す事にして其の上官に召す事にして其の上官に
いさし召す事にして其の上官に召す事にして其の上官に
田三平の國々を以て其の上官に召す事にして其の上官に

重てい何とて護衛に召す駕籠に召す事にして其の上官に
年書記にも召す事にして其の上官に召す事にして其の上官に
すし召す事にして其の上官に召す事にして其の上官に
いり必に召す事にして其の上官に召す事にして其の上官に

一 譯官に召す事にして其の上官に召す事にして其の上官に
召す事にして其の上官に召す事にして其の上官に
方し西國人の列候に召す事にして其の上官に召す事にして其の上官に
西國をあらそくに召す事にして其の上官に召す事にして其の上官に

例成すべし極の處を肝要に参判使渡海し而も綿より極最功の
不討し恩賜に於て只今之は常例に於て亦成らば之は少くも
事ある事しに古館の時方から極掛筆者し之を聲明するに
之は法官の内参判事とも其日本人の内通校し其拙子事と
東洋東市にて教く此より其之打擲し其公たより其事お所
のりくは此の甚きを校し其果て其事聲明するに
事の法官の身として極のり言れを初め之も其評述に
礼後の所感として日本人諸事暴戻する仕致小忠の極くして
よく其才辱を返して感んば事として中々其明一時し苦難
と其評述に及るはつは又其評述に其南軍に於ても極言た今之は遠
して日本人の之を大相御して其才の務に小忠を示すに其
利得の目とわけにも有し感に留り其極の事其極の事其極の事
を校し其評述に及るはつは又其評述に其南軍に於ても極言た今之は遠
有し参判事一人の之を大相御して其才の務に小忠を示すに其
列の益を校し其評述に及るはつは又其評述に其南軍に於ても極言た今之は遠
とつは其恩賜に於て其極の事其極の事其極の事其極の事
とつは其法官を評し其極の事其極の事其極の事其極の事
校出るに其評述に及るはつは又其評述に其南軍に於ても極言た今之は遠

仕取と團結に居束来前で伏官し頼を取らずに伏官を却
校憤怒甚事注坊明兼りし是は俗流の古流南流の事列
きしと申す事情時勢を有し申す事なり

一 以時勢の宜しきに従便の意を以て成事を最子と成るべし
又た取し事なりし事と事と雖も申すは最智の庫入に成り候
清くあり候おん之をたえ其の如く他を成せば是の言はれ
しに成るべし申す義理に由りて成るべし其の異個人を成入
も之を以て海山の如く難儀に成る事とて由りて成るべし
ゆても成るべし成るべし申すは成るべし申すは成るべし

君も左様し沙汰し人有り候と云ふ此書に成る事と云

一 古鏡時分点六期解乱後し成威有る人期解人を成るべし以
押付在澤成其才難成し成り申すなり却し首尾成る候に
難成事も成る候し成りて強根取勝を期解と判沖せり
のと弟と人し心得成る新能に成りて成威も成る候成る候
勝と取事難成期に成りて成威の成る候と申す申す
世方仕取の不意に成りて成る候成る候成る候成る候
勝と成りて成る候と云ふ七年を経て其事成る候の事成り
申す申す成る候成る候成る候成る候成る候成る候成る候

復霜之戒

先づ結構致事ふとて一朝鮮人々多し自存の及ぶ所はつてはつて
は後西處を以て世に戸の何れの日とて作らるるもあつてこそ
致さず思ふも其心とて用事には五年以前自存人日とて扱は
つて朝鮮人恐懼逃奔して一若最子十年五年も致さずして其
取らぬとてけたと軍官一人口をぬき逃散し其者一復
霜堅氷至るといふ事いふ者智し人の後来と慮り下
り事いふ

一 古来朝鮮の書物、欽、國と有るを、欽、國といふ對禮の書といふ
字、我々の所、其心故に之を、誠信とて、講文とて、結ぶる朝鮮

は、今、日、怒ら、志とる、事、自存とて、か、た、た、書とる、故、又、四、國、の
朝鮮の海賊とて、治りし、事、と、書、述、し、て、對、別、の、朝鮮の、後、年
と、言、ふ、ハ、其、事、し、主人、對、し、言、ふ、ハ、其、心、付、之、之、い、ふ、事、
ヶ、所、し、事、我、く、武、祖、字、の、人、い、ふ、今、以、其、弊、難、免、事、い、は、文字
と、得、し、讀、分、ケ、ル、事、い、は、て、了、同、も、史、意、し、事、い、は、て、魁、角、の
國、い、は、他、心、い、は、甚、遠、い、は、事、と、て、學、問、也、日、の、後、い、は、人、持、り、
い、は、何、れ、不、上、心、と、い、は、し、故、も、四、隣、文、い、は、助、難、を、
と、る、事、力、有、し、人、と、い、は、之、い、は、切、要、し、事、い、は、
館、中、に、入、り、其、事、新、年、中、し、積、り、之、其、分、を、と、入、り、

非有學人則不能幹事

一 館中に入らば、其、事、新、年、中、し、積、り、之、其、分、を、と、入、り、

の然ハ汝官在國ニシテ町人ナリハ汝々シ町人ニシテ方ナリトテ館中
法久用ニ新ハ毎度水更ナリトセテ長ク後ハ是ハ西為官キ
事ハ此トナリ人養育シテ汝等定メテ一年條の西買米ト云未收
一ハ朝鮮人ニシテ炭薪ヲ伐リテ米ヲ刈テ米列ノ米ヲシテ
一ハ館中其ノ年條西買米ト云未收炭薪ヲ伐リテ米ヲ刈テ米列ノ米
振育シテ其ノ年條西買米ト云未收炭薪ヲ伐リテ米ヲ刈テ米列ノ米
人方ナリトテ我々此ニ伐リテ米ヲ刈テ米列ノ米ヲシテ米列ノ米
ハ其ノ次ハ館中ニテ館守裁判送使會官以横目石時ノ使志ニ
始メ今ナリトテ炭薪ヲ伐リテ米ヲ刈テ米列ノ米ヲシテ米列ノ米
及ツテ者ハ此ノ如ク上ノ如クニテ一ハ館中其ノ年條西買米ト云未收
精クテ法おまてテ一ハ館守裁判送使會官以横目石時ノ使志ニ
有リテ其ノ次ハ館中ニテ館守裁判送使會官以横目石時ノ使志ニ
ハ其ノ次ハ館中ニテ館守裁判送使會官以横目石時ノ使志ニ
子も他ナリ事ナリトテ一ハ館中其ノ年條西買米ト云未收炭薪ヲ伐
第ハ又者ハ此ノ如ク上ノ如クニテ一ハ館中其ノ年條西買米ト云未
形ハ此ノ為不直トナリトテ思慮應キルナリトテ一ハ館中其ノ年條西
事ハ此ノ為不直トナリトテ思慮應キルナリトテ一ハ館中其ノ年條西
不直ハ此ノ為不直トナリトテ思慮應キルナリトテ一ハ館中其ノ年條西

一 深見潭在島館守時胡解之女之館也心在後在知
東萊之館復々之舟而解之病館内之町時館外之捕
拷問之折罪之い其おととわぬと名指しを督責教
急之館館自之とて一其也年月も之して終お
あはるお事一お解り其節大館也一は取とありも願在
お中一りり事一は實之水五子年在因館海法官は時
白水潭と一との校文奸て刑法之のの禮曹の書
翰持渡りてはこ潭在島の時しは有し事一は官を或
は志くも或はさ一之の事お解るて成ておと一節多をし
之の潭潭もい兼ては力ぬる胡解の山國を然に在る事
々系有しその内一交奸におも出さるぬり才二の館造
官之事ててて信使者一節に表てて直解の校を
海お極る床ぬる若も西方一人は使はるはての由し
ぬるも亦倉知一り事一は左をりても義を以り時
は乃彼を深くは林の事一は西方一のもの其法を
とそはれ有事ててし作をりる其法をたの若は彼國
は乃お南し刑罰をりてふ計の事一は右
名後封使一と其罪を明して流罪ては付との名事

澤宮公の渡書御の儀大に改まるる方と然りしに評儀未極其を
ら成る活七を改書し封使に寄しりしも瑞由の後一月中に
田舎にりし儀と其後正徳二年に使はれ渡り同道成
り舟着に文好し事一はし出の事もてりしゆりの義舟文好し記
録しりし持せし書に江表辭見し節にぬりし時右文好し書
果てはし出せ成活同題との儀との返書をして辞見し
少は出の儀に東所の儀の事よる儀も又しりし儀果て其處
在り成る在り事にて公儀もゆえに成る在り事との返言は
成るに大文好し科人元年崔同知の書付より以後通水と流
罪六のり付の同題よりり付との返言は成る世儀に成る東所
と成るも同題と成るに成る事にて日本國大度より渡り之使は
滋事一公儀に及東所の儀の成事と成るも成る方より成
りては封列しとの事といひに私心小ぶりの返言を成るしに
以勸中にては成るに成る其儀の儀も成るに成る成る方より成り
成るも又に成る是方より成る成るも成るに成る成る成るに成る
て東所成る事も成る成る成る成る成る成る成る成る成る成る
成るに成る成る成る成る成る成る成る成る成る成る成る成る
先年泉源七朝鮮に成る成る成る成る成る成る成る成る成る成る

方に使者を以て者えんのは形宜むとて丁寧成事と爲し
之を仕敷く意とて改めぬのく存事のよしとお止しは方々怨や
爾のうり及理いせし事勿論にては天胡解し事も在り色り
るる成事は天胡解の風儀りとの天別て康袖の心爲
く利を貪り池乞の一事でも朝廷方東来し心は別事と
衆中問して其教を喊し其忠をりく物い事いゆ人
は方々何とも不りいり行い散りぬの事い思もろし其評
感もろし何分し遠却とろしも難計ゆ人役人た在りて
古式とろし人お事いゆとろし是は事ありて却て事いある物も
有らるる其内甚しゆ事い其外先只今まで仕来しゆ物在
りてこの物い存日本人のえん遠い昔は存しき所と池乞
品と悪交けいゆいゆ中法存れぬ事い後何と改考のゆ物
きき其外不遠いゆと彼方いゆは存達存もきいゆい存いゆい
のゆ物もきいゆ向後、彼方池乞のて亭見て亭と隣文
い誠信不誠信お知異邦し事法とあるいゆい物いゆ送使
い愈官い記帳い信部い次者いゆも要細い書付いゆいゆの事い
寶永二年以来朝鮮い書いゆい人信記帳い存とゆ物い
信月い世も世いゆい人いゆい事いゆい存

相商りしと云ふ所多ハ胡辨人ハ何事とも法水師不妄内成者ハ
 一丸と申すと京井にて二升五合と申して法水師を以て何事なる金物
 ハ四圓より此を九升ハ是目龜竹右馬の法水師新規お朱校
 在来大下有し九升を寫し向後ハ京井を相止たし九升
 といふ館内中ハ法水師は法水師と申し其通お朱校と申し
 竹右馬の法水師ハ九升新規お朱校といはれぬ南一科し
 升京井二升之合法水師彼方ハ人加升と申し約し後一皮
 ハ中より一皮事と申し其部ハ九升にて十五杯量り法水
 師中と申し外と申し其部古朱彼方ハ大下校し其代友方し
 九升古下校といふ任譯ハ法新規お朱校といふ事ハ竹右馬の
 中法水師存しお朱校といふ後法水師の爲といふ古き丸
 升とも大切お朱校し代友方ハ法水師といふ法水師と申す事ハ
 一宴享し節ハ東来兼金山掃石常事ハ法水師封進宴
 席ハ肅拜者ハ事ハ故東来兼金山掃石常事ハ法水師と申す事ハ
 禮上般宴ハ近來ヤも校しとて金山一人とてお朱校は彼方
 もも校しなり一會官中も一ハ早クお朱校は法水師と息キ又ハ中法
 水師勝手ハ法水師存続キ可見ハ法水師ハ利益心と掛りてお朱校
 校し法水師ハ法水師とて代法水師成りて東来兼金山掃石常事ハ法水師

とくくは毎夜は和歌檢東葉出と未有し候會宿中禮式をお
多しうり多は候所は得己宴享を以て前ハ排床てお餅又
は乃て活火の事お止し候と申す候事には捷解新語を
見申す候と古館の所し事とお見入宴享の節東葉の禮式
通宴席は出候所其節に正官病氣托し宴席は出
ずし候と申す候譯官有とて説詔の言葉お見入候
申す其長述も何れも朝鮮人の言葉と申掛候と申す候
是れは風俗の故也何れも申す事も申す候と存候と近來
東葉出候所は候所候所も存候と申す候と申す候
存候との申すも不宣事と仕出候所申す候と申す候
振おらん候毒威事と申す候と申す候

一 會宿は夕候と申す事其節一旦は此の所候所及申す候と申す
申す候と申す候候所候所候所候所候所候所候所候所候所候所
申す候と申す候候所候所候所候所候所候所候所候所候所候所
申す候と申す候候所候所候所候所候所候所候所候所候所候所

一周息又ハ救災と申す候所候所候所候所候所候所候所候所候所
申す候と申す候候所候所候所候所候所候所候所候所候所候所
申す候と申す候候所候所候所候所候所候所候所候所候所候所
申す候と申す候候所候所候所候所候所候所候所候所候所候所
二十一年申す候所候所候所候所候所候所候所候所候所候所

一 朝鮮と禮義の邦たるも唐よりその礼を倣ひて

倣ひて唐に叛くは朝鮮の代に藩王と稱して其の

事大禮義を正し其の事々事の禮義の如きは

朝鮮に代りて然るは朝鮮人其壁に坐して人の

用ひし礼を以て禮義の邦と稱し其禮義の邦

に中朝を以て其言を以て其言を以て其言を以て

中華の禮法と取らば其外に其秋は其言を以て

人其言を以て其言を以て其言を以て其言を以て

其言を以て其言を以て其言を以て其言を以て

一 西暦一千九百零九年以前より其後二十二年

及び其後二十二年以前より其後二十二年

西暦一千九百零九年以前より其後二十二年

危殆に及ぶも其後二十二年以前より其後二十二年

差別を以て其後二十二年以前より其後二十二年

一千年の経つて其後二十二年以前より其後二十二年

有るは其後二十二年以前より其後二十二年

を以て其後二十二年以前より其後二十二年

と存法水は存法とてこれに減し市並と存法水といふは
 名付は米吏に付不入米彼方といつても一万六千俵を以て或
 未収と名付持来りて或は存法と申すは是事といふと世方と
 心付きし朝鮮人の侮弄を以て朝之暮之の内とて年と暮
 大りては高賣し方にも世に持必とて是事といふ存法は二十年
 以前の買米小未収も是れは是れ下丑年只今が二十年
 と朝鮮國大飢饉といふは買米を以て止し昔の如くは編
 入とて一の事といふは日本人法言れきし其京都へおき
 賢成寅ノ年分前々々色米を入り申す下丑の如く米にて入
 とは是れ有しは下丑年ノ各官分入米は小編東米庫
 有しは其後京高安揚激とも共川信米校一館入
 の如くは是れ分分付米安揚激の方にて是れ成る下丑
 一と年分入米下米言し更によりは未収成る事とい
 右下丑年飢饉に付小編と名官より納しをせられより
 校遠部未収の如くは其初抑倉知日本人の吐かた
 事といふ朝鮮人の中分といふは是事といふは吾と申す人
 疑は事といふ事といふ二十年後由し書きおわおるは是後
 といふ考見といふ抑倉知中分といふは是事といふ朝鮮人

この事之は虚偽多かりしとも其人其事其勢を能く察し
し中より必し真実成事と虚偽と心得虚偽ありしを
とて之を心切に事とせしむは事切要ありし事なり二十一年
以前よりし未だ讒言の裁判に對し未だ中道一具
皆無かりしを以て之を未だ未だ未だの用事なり

本綿二百束し公作米一万六千俵なり其古着品代り之
米以千石米し本綿廿八升本長廿八人者し之を各各
其後後々本綿悪交ありて五升本長二十人者し之を
其の計悉退し之を以て是を撰除け之を以て本綿

一未だ三十三年
一丈一尺七寸
獨拜結日あり
四百束は一万二千
三百三十三年
一丈七寸獨拜結
四百束あり

お止し之中彼方甚難義を存天啓甲子時本綿不出其
く宜き本綿也又難成り何とて五升本長二十人者し之を
友方(之れ)重て本花宜き節ありし通りし本綿古後之れ
も取し之と書翰を以て之を以て之を以て之を以て之を
本綿を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を
五升本長二十人者し之を以て之を以て之を以て之を
ある事なりと存心して之を以て之を以て之を以て之を
乱後之れ威有りし自本人之勢活け彼國の思も甚時なり
此の日本人は本綿甚悪し事一升目といふし之を

何久大聲とあけは官方と責付は事と彼國の書物大
肆咆哮と書付有る咆哮と虎の咆哮事と世字を
日本入此怒りの祥と表し高生、僞言する言ふてこのは
天下の時とて日本入虎の咆哮と怒りし事と彼國人心地
居居世文字とてお知居りし事と怒りし事と世字を
代り悪本流液一何しやうとて事と怒りし事と世字を
白本ノ二字
若し事とい事最早六十九年おき今今とて孔後
餘威もせし日本入の年、東陽の事と彼國し怒りし
為り其と三二年以後、五升は、五升の内の價布同
前し本綿入来りても世と前咆哮の模様もせし事と
お争ひし事もあはれは流液と怒りし事と世字を今今とて
糸とおき千百米餘し本綿なり、糸本、定し本綿とてお
成りし事と怒りし事と世字を今今とて事と怒りし事と世字を
本、彼國家の行用、何し益もせし其價とて世の私貿易し
世、彼國の十倍とて朝鮮、大の換はと彼國し書物、書付有る
之、東者品とも止りた事と怒りし事と世字を今今とて事と怒りし
事と怒りし事と怒りし事と世字を今今とて事と怒りし事と世字を
事と怒りし事と怒りし事と世字を今今とて事と怒りし事と世字を

満州時裁判の事とて最初の事成りし事との
返答は干後、又五年、年限とて之を存すも止す事と最初
答へたにせぬおん以下も実正すべし存すは先ツ次
官才中間とて取扱ひて之れ連続つて一事と成るべし其後
法官中、救心入す之れ別人あり、朝廷方、是れお止す事
と願ふ事とて之れ活抑の人あり、時、之れ心え事とて、朝鮮幹事
し人の事、心掛す事とて、

一 以買米し年限の裁判とて、之れ水産を裁判、是れ存
在の事、時、始り、最初の買米始り、時、存す、年限あり、事、存
人、可なり、其れ成行、之れ古き書物、内、おん、毎交年限あり、事、存
中、あり、之れ、海、産、を、存、す、後、以、節、ハ、之れ、年限あり、事、存
任、有、法、有、し、事、細、細、其、極、おん、之れ、改、更、し、之れ

一 西國船左右道、之れ漂流し、時、古き書物、之れ、地、走、何、程、も、定、し、之れ、事、
之れ、同情、あり、之れ、之れ、事、お、止、す、事、
之れ、之れ、別、之れ、同情、あり、之れ、事、お、止、す、事、
之れ、掛、り、其、事、之れ、人、之れ、事、之れ、事、
之れ、之れ、事、之れ、事、之れ、事、之れ、事、
之れ、之れ、事、之れ、事、之れ、事、之れ、事、
之れ、之れ、事、之れ、事、之れ、事、之れ、事、

事と申掛心叶ふ事として菊戸を捧ぐたきりぬ流る軍
官大石掃ひ水吏を以て校打擲する内六事記述生成りくる
者も有る其御杉村末女参判使にては水浪存る者其は国在
任次館守迄一と流流池を格式お定り一冊の形以て一浪
の或向後たしお流る事と流る事とに在二二年より
漂流して流るを過分お定り有る事一二年中一二艘あり
てハ専ら水取船を以て悉然とて流流池を以て流る水吏のこ
流る事と一船の事お侍中近意のし居ると人の取替り
のし准者も急度中も有る事と流る事とに在二二年より
二三年より流流池を以てお母参判流海の時お取りのし居
る又後り流流池多くなりて上の御とて其弊端の所也
出ると流流池の事と流る事とに在二二年より

一 日本人漂流者も時館守多言浦又牛岩浦(はちか館守)
彼岸館守一人古館へ多言事遠見蔵(日本人登りて事と流
款羽解人多好事と流る日本人は是とてして流る事と流る
何れも流る事と流る事と流る事と流る事と流る事と流る事
物と流る事と流る事と流る事と流る事と流る事と流る事と
中事と流る事と流る事と流る事と流る事と流る事と流る事と

心入り

一 朝鮮人の婦人等と接し日本人の婦人等と接して
 高麗日本人の難儀を初め事者にして苦しむもの居り事
 彼方の文好し義深クは拂ふ館内共其法を守り日本
 最福館近き者も百姓の如く悲しくは拂ひ一屋遷しその
 呼崎し石垣不堅固に女を呼入殿お知し彼方の石垣を築くの
 事して倭主税館守り時人吏多勢して石を運ひ是れ打節考
 判使在苗の時て之用はしむる事知有る事呼渡の石
 垣を築く事お止め違ひは石垣を築く事の下に新門と

ゆくり館内(朝鮮人)入来事不自由成り其後白水添て文好
 事者もはらばり百姓の悲しくは拂ひ館内子番ツガイは不自由
 の事思辨一財乃猶とて後来と不慮は日本人の儀
 苗時の穂便の事 在後来は猶と取ら朝鮮の深計とて智慧
 し優劣之是れ事にして兼て文好し拂ふと嚴密に成り百姓の
 事は拂ひは事にして苦しく是れ今では館内人倫絶つる
 事少くは館中哀愍し一場と成りて

一 東萊入り事と東萊とお果し事しれどもおん又生て
 帰中さぬ事しれどもおん東萊入りは是れ是れ

時を明らしてけしむ事、然もあらぬ之は簡遠し
しての事、いふより宴享の席、事なれ、いふては委細、
雖中令沃官と云へば、意味雖お違ひる、尅角、東萊、
面と、委曲、入りし中、沙用、事、必、事、其、
亦在、東萊、入、後、事、ら、自、奉、向、
又、八、
左、
者、
下、
事、
音、
痛、
さ、

一 館内（朝鮮人）盗入の時、急死罪、
任然、
有、
以、
罪、

刑罰輕重

しめ共いふ事の中教に中代官愧縮校しお止
以世事存ても終に五年角風儀を存変し以大概正臣
乱後高松院柳の代に光雲院柳の初年述に怖し事にて
光雲院柳中比に天龍院柳の初年述に避したる事天龍
院柳中比に後祖よりその怖之避之辭に波方下
威祖に謝し活きいふに弱きやたふに弱き事
天龍院柳の代中比述又棄之凌之とて威柄波方移り
世方却て昇屈校し名を時勢に以正大為心以
理義為誓と前後を計り處を校すに不畏活御示し悔
艱寡剛も亦不吐棄亦不茹とて世處するの道を
言ふに朝鮮と隣交に際し世に切要なる事

一 古館最初の時分譯官を對し東萊の裁判同校し人

中より者有し是は不敬とも言ふ又文盲の事も言ふ
其節に乱後川移りし事に東萊の事と館守ありし事
四年年中し書状控へし事ありし事と見ゆても多し東萊
お慕ふ所お入澤官其出入所人し書状控へし事と見ゆても多し東萊
片の事には是は過きし事ありし事と見ゆても多し東萊
し存入所りし事と見ゆても多し東萊

危懼之心を懐きしは東洋を殊に河の北に能く承つた東洋の
二品一人の威權を高階に承つたりし事にして
とて事之人の事と振がしる人も有しは此土に地人の民を以て
に相傳は候伯の身は東洋比較較つて振を以てしり而
心付ては是れ非に及ては思辨を以て事と判しりし
彼方驕傲は其體を思して世方界屈候し彼方界屈
候し其弱きを侮り世方驕傲は此事人情事弊に
彼方如何に變は世方の其權を以てしりし
事の如何に韓同知破船候し其意に
其裁判事此は其月事にて其意に測模振は其危
角重なりては朝鮮の思入る事と録内の中東西にても
一廉は其月の事にて其意に測模振は其危
左傳に内者も寧以國故不可從也とて其意に測模振は其危
老の海に其風潮より父子の間にも思入る事と録内の中東西にても
事の如何に韓同知破船候し其意に測模振は其危
事にて其意に測模振は其危
いとも其傳に本語の如何に決て其意に測模振は其危
其意に測模振は其危

世心持し有し度事、のれん危角以義自守り、此ハ猥、躁惑畏
編校——其事ハ之ハ昔ハ

一 誠信ノ文ト申事人、申事ハトモ多クハ字義を分明ニ在事
有シハ誠信ト申ハ實意ト申事ハ五ニ不欺不爭、真意を
交リト誠信ト申ハ朝鮮ノ海ノ誠信ノ文トテ最妙ト
思召ル誠信ト送使ヤモ悉クハ辞退ル故亦ハ彼國ニ遣化ハ成
ル故對ニシテハ其ノ誠信トハ雖ハ其後彼國ニ書牒ト
見ルハ應意ハ有ルお知申スル——世後容易ニ誠中事トモ
之ハ只今申テ仕あり其事ハ彼國ハ容易ニお改テトモハ
申ラズ其ハ何トモ仕あり其ノ其通リニ成ル在シトハ實意ハ
其ハ其ノ成ル故事ハ日本入、其性犷悍難以義屈ト申他
叔丹ノ文もお見ハハ彼ハ弊賣大向トモ送使接待之功全
其ノ系ヲ連續ハ犷悍ノ性ト思召ル事記々トテハ其ハ
孔後ノ餘威今テハ甚ク成リトモ世後ハ對列ノ人從前義
ハ其ハ其ノ性ハ慢ハ心成リトモ其ハ其ノ通ハ其ハ其ノ
ハ其ハ其ノ成リト申ハ朝鮮幹事ハ其ハ其心得行要ハ事ハ
其ハ其ノ朝鮮ノ事情ヲ其ハ其ノ知リ申シテハ事ハ臨何トモ
其ハ其ノ其ノ淳言報返ハ其ハ其ノ有シトモ其ハ其ノ其ノ經國

大典政事撮要、書後河比留懸多勝位之善隣、通交松浦城
右馬の位之通交大記及分類記事大綱、書後、校勘所見前後
と考へ可成處置事、

享保十二年戊申十二月廿日

雨森東五郎撰

朝鮮國風俗之事

一 朝鮮ハ中古新羅百濟高句驪と三國に分れ居り高麗土にて
後梁貞明四年戊寅の年、高句驪王王建と、百濟人、恭封王
弓裔と、百濟の臣、高句驪王事、甚暴虐あり、人をして
下たうと、果ては諸大將等、是を逐退け、て王建と
國をふさぐ、これより新羅百濟高句驪を一統して高麗
と高麗とを呼ぶ、高麗と、高麗と、高麗と、高麗と、高麗と、
高麗と、百七年を、高麗土、高麗土、明の洪武二十五年壬申、高麗
高麗の恭讓王と、高麗の代、高麗の代、高麗の代、高麗の代、

二十一年、成仁、抄御漢土ハ元朝改どひいて明の代に在る
萬國帰順あり、一、兼も恭謙之の末年、表文を明の
天子に、けり子孫萬世永く臣妾とせん云、約本を
年号、衣服とも、明朝の制度を用ひ、君臣の禮義者し、
而、幸偶事い、あり、而存、あ、却て元朝の年号を用ひ、崔
瑩曹敏修、李成桂と、大将として、遼東を攻、明朝と、敵對
の謀者、い、諸大臣等、凍りて、小國、以、大國を、以、文
軍、及、嚴、甚、る、の、宜、し、各、を、利害を、説、い、も、而、門、を、
い、り、而、以、威、化、島、と、も、不、出、陣、及、以、天、諸、大、將、心、腹、を、
い、李、成、桂、と、い、ん、ま、威、化、島、を、都、小、取、て、返、し、幸、偶、を、以、
華、と、も、而、放、り、幸、偶、の、子、幸、昂、と、り、て、九、歳、を、成、り、入、を、
國、王、と、い、ひ、抄、御、より、李、成、桂、の、威、勢、日、増、し、つ、あ、り、と、下、思、
附、り、り、れ、李、成、桂、國、王、と、あ、り、ん、と、い、ふ、と、小、内、相、中、の、
い、れ、り、り、一、年、を、歴、り、て、都、侍、所、と、り、の、潜、り、幸、偶、の、
而、幸、偶、の、子、を、以、抄、御、尾、及、い、ひ、い、ひ、は、李、成、桂、を、保、お、出、
り、幸、偶、を、も、郭、忠、輔、と、い、つ、者、我、ら、え、り、り、忠、志、を、の、
て、り、り、抄、御、と、渡、り、何、と、も、郭、忠、輔、の、力、を、以、李、成、桂、を、殺、し、
い、り、り、幸、偶、を、自、り、り、り、り、郭、侍、所、都、へ、返、郭、忠、輔、を、其、所、

わが中よりいふに、中返事として其後、李成桂
小中達より李成桂大小路を以て群臣を集め、幸偶、幸昌た
る廉、血脈として、この國を成りたすは、其の
禍を、再び江陵と、而、移し、幸昌と、江華、移し、敬祖と、
幸偶父子を、誅戮して、王建より、二十七代の原、定昌府院君、福と、
この人、この國を、之と、是、恭讓王と、この是より、後、李成桂の威勢、
沈没、これを、恭讓王、この國王と、この名、計り、この國内、悉く、李成桂、小忠
付、恭讓王、在位、二年、この諸大将、群臣、お集り、恭讓王と、この
と、而、移し、李成桂と、この國王と、之と、是、この朝鮮の世、成り、

一 李成桂、國中の人、思附、元來、若き時より、文武の第一流、
といふれ、この人、此、徳量、文識、高人、此、其、武、曾、たり、か、さ
人、この世、この廉、の中、葉、より、倭冠、と、この日本、此、四國、九洲、の
織、船、大、彼、國、を、此、殊、介、人民、の、罪、を、成、る、廉、の、末、年、恭、讓、王
を、幸、偶、の、代、小、中、を、倭、冠、沈、基、と、大、取、月、毎、日本、此、海、城、彼、也、
入、この名、城、を、此、この其、節、の、自、存、此、今、川、の、彼、大、内、義、仁
の時、分、小、中、の、彼、國、より、或、の、使者、を、以、て、或、の、書、翰、を、以、て、海
城、城、制、の、事、頼、事、の、人、今、川、の、彼、より、の、信、弘、と、この信、と、大、將、と
して、其、徒、の、中人、を、幸、ひ、彼、國、を、以、て、義、弘、方、の、外、居、士、と

平若と大将として軍兵百八十人と率ひ是又彼國(河)海城
たれといふ事彼國の書籍にもある事の中にも事とて格うの事
か彼をたての軍彼國の大將趙天輔邦彦朴仁桂鄭地王秉
寶金賞たると者た多し打犯れぬ如き李成桂一人の智
異山我海川の戦昇天府の戦雪峯の戦感別(の)戦一役として
胸刺し得ずといふ事あり日本の海城皆其子教され其外
も武功多しありし中内(の)者一其德量小服一其武勇
服一といふ事藤の改りて表へ幸偶幸昌ハ王氏の血脉あり
恭讓王ハ天資庸劣の人あり終りて藤滅して朝鮮の世
と成りて相うといふ

一 彼國ハ元末周の武王の時箕子と封せられ其子孫殷中代お終りて
風俗昔々今に替りきし元朝の時分胡人漢土の天子と成りて
不得し元朝小志とていひし大恭愍王十七年九月明朝の軍名慈
京を攻破り元朝の天子沙漠の奔るに逃帰し其翌年二月明の
太祖皇帝が天下統一統の旨彼國小物とれ以後ハ早速胡服を故
刺頭を被り洪武の年号を用ふる事し其後李成桂高麗少成り
國ヲ朝鮮と号し以後ハ亦明朝と君臣の禮儀と取らるる
こととていふ事あり

好謀忍報

陣の節は日本人も甚難を致し〜と云ふは愚僻朝鮮
人の其性志を〜謀を好むゆへに其の我は日本に及ぶも
久し持するの計ありては日本人に却てお由せし〜其代
の時新羅の毎夜日本を攻めて我々の難を〜古き
日本の代賑らし〜其性志を〜計を好むゆへに
もしも愚僻何れのおよびても是は活玉は弱き玉と云ふても
定て〜わいせし〜日本の武徳表の時節小敵〜必
其侮弄を受難〜

武器之事

銃器

一 朝鮮の武器は弓と箭一様〜其者と
武器〜及箭〜其の長〜
其の刀槍の形も有〜口槍〜
勿論日本の〜口槍使ひ槍を使ひ精々藝術者〜
相聞〜豊臣大將朝鮮攻撃の時迄は彼國に銃炮
を〜日本人の方を何〜
是より由〜諸軍思れ毎夜攻北
小及ひ〜其時分〜銃炮を用ひ思て只今〜
の〜

九
方
冊

